

(注) 現行省令と告示の関連規定は、次のとおり。

A 労働者派遣法施行規則

(労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間に関する事項)

第33条の3 法第40条の2第3項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めるに当たっては、次に掲げる事項を書面に記載し、当該労働者派遣の終了の日から3年間保存しなければならない。

- 一 意見を聴いた法第40条の2第4項に規定する労働者の過半数で組織する労働組合（以下この条及び次条において「過半数組合」という。）の名称又は労働者の過半数を代表する者（以下この条及び次条において「過半数代表者」という。）の氏名
- 二 次条第4項の規定により過半数組合又は過半数代表者に通知した事項及び通知した日
- 三 過半数組合又は過半数代表者から意見を聴いた日及び当該意見の内容
- 四 意見を聴いて、次条第4項第2号の労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間又は変更しようとする期間を変更したときは、その変更した期間

第33条の4 過半数代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
- 二 法第40条の2第4項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。
- 2 前項第1号に該当する者がいない事業所にあつては、過半数代表者は前項第2号に該当する者とする。
- 3 派遣先は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。
- 4 法第40条の2第4項の規定により過半数組合又は過半数代表者に対し意見を聴く場合は、当該過半数組合又は過半数代表者に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - 一 労働者派遣の役務の提供を受けようとする業務
 - 二 労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を新たに定める場合にあつては当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間及び開始予定時期、労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を変更しようとする場合にあつては当該変更しようとする期間
- 5 法第40条の2第5項の規定による通知は、同項の規定により通知すべき事項に係る書面の交付等により行わなければならない。

(参考) 労働者派遣法

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2 (1・2項 略)

- 3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から1年を超え3年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。
- 4 派遣先は、前項の期間を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に

対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする。

5 派遣先は、労働者派遣契約の締結後に当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る業務について第3項の期間を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、当該労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該業務について第1項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 略

B 派遣先が講ずべき措置に関する指針

第2 派遣先が講ずべき措置

15 労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間に係る意見聴取の適切かつ確実な実施

- (1) 派遣先は、労働者派遣法第40条の2第4項の規定に基づき、当該派遣先の事業所の労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者（以下「過半数組合等」という。）に対し、労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間について意見を聴くに当たっては、当該期間等を過半数組合等に通知してから意見を聴くまでに、十分な考慮期間を設けること。
- (2) 派遣先は、過半数組合等から、労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が適当でない旨の意見を受けた場合には、当該意見に対する派遣先の考え方を過半数組合等に説明すること、当該意見を勘案して労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間について再検討を加えること等により、過半数組合等の意見を十分に尊重するよう努めること。